

6月定例会の最終日に議員より「川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第2号として上程し、可決いたしました。なお、この意見書につきましては、議長において関係機関へ送付いたしました。



川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書

身近な川と遊び親しみ、自然の大切さを学び、川の恩恵に感謝する記念日として、 「川の日」を国民の祝日に定めることを求める理由は下記のとおりである。

記

- 1 川は、山の湧水から生まれ、生命体の命の水となって海へ流れ込んでいく。 その古から変わることのない営み(生活の知恵)が自然環境生態系を創り出しており、 我々の日々の暮らしと切っても切れない自然美豊かな川との付き合いによって、 大きな恩恵を享受していることを感謝するため。
- 2 油断をしないで、突然の川の猛威(自然の力)への対策を怠らずに、常日頃から川の 恐ろしさを学習する日、その一方で大切な川(自然)の保護と防災、そして利水・ 治水を有効に活用するため官民一体となり対策に万全を期するため。
- 3 川に流れる水の恩恵を受けて、希少価値の小さな命が懸命に生きている姿を見て、 我々は勇気と元気を貰っている。そのような自然環境を守り育てるため。

以上のように、「川の日」を川の恩恵を享受していることに感謝する日、そして一人ひとりが川の大切さを考え直すきっかけの日となるよう、国民の祝日に制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

栃木県大田原市議会議長 引 地 達



提出先:内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長、栃木県知事